

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機主記憶装置収納盤において、盤内冷却ファン1台に異音が認められたため、当該ファンを交換。	D	
2	1号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験時、電動弁テストの切替スイッチ(鍵付)に不良(動きが固い)が認められたため、当該スイッチを点検。	D	
3	1号機	原子炉隔離時冷却系において、タービン高圧軸受戻り油温度スイッチ(高)に不良(誤動作)が認められたため、当該温度スイッチを点検。	D	
4	2号機	主発電機水素冷却器(D)ベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検修理。	D	
5	2号機	原子炉再循環ポンプ(A)用電動機・発電機セット油ポンプ(A1)調整弁において、ハンドル部より油の滲みが認められたため、当該弁下部に油受け取付。	D	
6	3号機	タービン建屋地下2階において、ドレンファンネル1個に上蓋締め付けボルト(4本)が取り付けられていないことが認められたため、当該ボルトを取付。	D	
7	3号機	主蒸気放射線モニタ記録計(A,B,C,D)において、記録紙の詰まりが認められたため、当該記録紙を正規取付。(定時記録は問題なし)	対象外	
8	4号機	外側主蒸気隔離弁ドレンライン温度計指示値の上昇が認められ、同検出器下流側ドレン弁(通常閉)のシートリークが考えられるため、検出器上流側弁を閉すると共に対応検討。	C	
9	4号機	プロセス放射線モニタ系トリチウムサンプル装置において、捕集槽切替(B A)時、切替弁に動作不良(切り替わらなかった)が認められたため、原因を調査。	D	
10	1.2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系シール水ポンプ吐出圧力計の点検・校正時、計器不良(中間指示近辺でひっかかり)が認められたため、当該計器を交換。(使用に問題なし)	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802